

○新発田市附属機関等の会議の公開に関する要綱

平成15年3月17日

告示第51号

改正 平成15年9月4日告示第142号

平成17年5月20日告示第139号

平成24年1月4日告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市情報公開条例（平成14年新発田市条例第34号。以下「条例」という。）第23条に規定する実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、法令、条例、規則、要綱等の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された附属機関等の会議とする。

(平成24告示1・一部改正)

(非公開等の決定)

第3条 附属機関等の長は、当該附属機関等の会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関等の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

3 附属機関等は、当該附属機関等の会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前周知)

第4条 附属機関等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催案内（別記様式）を総務課長へ送付するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、会議の開催決定後、速やかに、送付するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別（非公開の場合はその理由）

(6) 傍聴者の定員（公開する場合のみ）

(7) 傍聴手続（公開する場合のみ）

(8) 問合せ先

2 総務課長は、前項の会議開催案内を附属機関等から送付されたときは、直ちに、市役所の掲示場に掲示し、総務課で閲覧に供するとともに、当該会議開催案内に掲げる事項をインターネットの市のホームページに登載するものとする。

（平成15告示142・平成17告示139・平成24告示1・一部改正）

（公開の方法）

第5条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 附属機関等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができる。

（会議の運営）

第6条 附属機関等は、会議を公開する場合においては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議内の秩序の維持に努めなければならない。

2 附属機関等の長は、前項の秩序の維持に必要と認めるときは、傍聴者に対して会場からの退席を求めることができる。

3 附属機関等は、会議の一部を公開する場合においては、公開する議題を最初に審議する等傍聴者に配慮した議事運営に努めるものとする。

（会議資料の提供）

第7条 附属機関等は、会議を公開した場合においては、傍聴者に対し、会議次第及び会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料に条例第7条に規定する不開示情報が含まれる場合は、この限りでない。

2 会議資料が図面、地図、写真、報告書等である場合については、当該会議が終了するまでの間、会議を行う場所に備え置き、傍聴者の閲覧に供するものとする。

（会議録等の作成）

第8条 附属機関等は、会議の終了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者（委員）の氏名
- (5) 事務局職員の氏名及びその職名（個人が特定できる場合は、氏及びその職名も可とする。）
- (6) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (7) 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
- (8) 傍聴人の数（会議を公開とした場合のみ）
- (9) 配布資料の名称
- (10) 審議の内容
- (11) その他附属機関等が必要と認める事項

2 附属機関等は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録の写しを総務課長へ送付するものとする。

（平成15告示142・平成17告示139・平成24告示1・一部改正）

（会議録の写しの閲覧）

第9条 総務課長は、前条第2項の規定により会議録の写しの送付を受けたときは、総務課において当該会議録の写しを閲覧に供するものとする。

（平成15告示142・平成17告示139・一部改正）

（運用状況の公表）

第10条 総務課長は、毎年度、附属機関等の会議の公開に関する運営状況を公表するものとする。

（平成15告示142・平成17告示139・一部改正）

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文（平成15年告示第142号）抄

平成15年7月7日から実施した。

前 文（平成17年告示第139号）抄

平成17年5月1日から実施した。

前 文（平成24年告示第1号）抄

告示の日（平成24年1月4日）から実施する。

別記様式(第4条関係)

附属機関等の会議開催案内

| | |
|------------|---|
| 会議の名称 | |
| 開催日時 | |
| 開催場所 | |
| 議題 | |
| 公開・非公開の別 | |
| 非公開の場合その理由 | |
| 傍聴者の定員 | |
| 傍聴手続 | (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場へお越しください。会場で受付を行いますので、氏名、住所をご記入願います。 (2) 受付開始時刻は、当日 時 分からです。 (3) 傍聴の受付は により行います。 |
| 問合せ先 | |

別記様式（第4条関係）

（平成24告示1・一部改正）